

札幌市告示第 1330 号

平成 28 年熊本地震による被災納税者に対する市税の申告等の期限を延長するの
で、下記のとおり告示する。

平成 28 年 4 月 28 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

札幌市税条例（昭和 25 年条例第 44 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の
規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に定める申告、申
請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納
入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事
業所を有するものに係るもので、その期限が平成 28 年 4 月 14 日以降に到来する
ものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域
熊 本 県